

事務局

はじめに、諸般の報告を致します。出席委員は10名中8名で、室戸市農業委員会総会会議規則第6条より過半数の定足数に達しておりますので、総会は成立しておりますことをご報告いたします。尾崎委員さんよりご欠席の連絡をいただいております。推進委員さんの出席者数は、10名中8名のご出席で、黒岩委員、竹崎擴委員より、ご欠席の連絡をいただいております。

なお、本日の議案は、

第1号議案 農用地利用集積計画について

第2号議案 室戸市農業振興地域整備計画の変更
(農用地区域からの除外)について

第3号議案 非農地証明願について

第4号議案 ①令和3年度事業実績及び令和4年度活動方針(案)
並びに令和4年度事業実施計画(案)について

② 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の
点検・評価(案)及び、令和4年度の目標及びその
達成に向けた活動計画(案)について

③ 令和3年分室戸市賃借料の公示(案)について

その他の件

の順となっております。

(2月総会以降の農業委員会の活動報告等)

以上で、諸般の報告を終わります。

議長

それでは、議事録署名委員の指名ですが、私から指名させていただきます。

議長

それでは3番 藤岡委員、4番 小松委員にお願いします。

議 長

これより議事に入ります。第1号議案 農用地利用集積計画について議題といたします。第1号議案の番号1から番号4については、利用権の設定を受ける者が同じ方の さんであり、担当地区委員も小松委員さんと同じですので、産業振興課三宮氏より番号1から番号4まで一括で説明をしていただき、その後小松委員より番号1から番号4まで一括での現地調査等の報告をお願いいたします。それでは、三宮氏お願いします。

産業振興課
三 宮

産業振興課三宮です。座って説明させていただきます。第1号議案 農用地利用集積計画の番号1から番号4まで、一括で説明させていただきます。

議案書1ページ目と地図は2ページ目をご覧ください。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項に基づく使用貸借による権利の設定となります。

番号1につきまして、利用権を設定する者（貸付人）は吉良川町の さん、利用権の設定を受ける者（借受人）者は吉良川町の さんです。場所は吉良川町字 乙 番 、同乙 番 、同乙 番 の計3筆で、登記地目及び現況地目は、いずれも畑、地積は244㎡、399㎡、313㎡の3筆計956㎡となっております。

設定する利用権は使用貸借で、設定期間は令和4年4月1日から令和14年3月31日までの10年間で、来年度からの千両を栽培するにあたっての利用権の設定となっております。

続きまして番号2について説明させていただきます。利用権を設定する者（貸付人）は吉良川町の 〇〇〇〇〇 さん、利用権の設定を受ける者（借受人）は同じく 〇〇〇〇〇 さんです。

場所は、吉良川町字 〇 番、字 〇 番、同乙 〇 番、同乙 〇 番、字 〇 番、同乙 〇 番、同乙 〇 番 の計8筆で、登記地目は田及び畑、現況地目は畑、地積は8筆計 3,839 m²となっております。設定する利用権の種類・設定期間・栽培作目につきましては、番号1と同じとなっております。

続きまして番号3について説明させていただきます。利用権を設定する者（貸付人）は吉良川町の 〇〇〇〇〇 さん、利用権の設定を受ける者（借受人）は同じく 〇〇〇〇〇 さんです。

場所は吉良川町字 〇 番 で、登記地目及び現況地目は畑、地積は 474 m²となっております。設定する利用権の種類及び設定期間・栽培作目は番号1と同じです。

続きまして番号4について説明させていただきます。利用権を設定する者（貸付人）は吉良川町の 〇〇〇〇〇 さん、利用権の設定を受ける者（借受人）は同じく 〇〇〇〇〇 さんです。

場所は吉良川町字 〇 番 で、登記地目は田、現況地目は畑、地積は 260 m²となっております。設定する利用権の種類及び設定期間・栽培作目は番号1と同じです。説明は以上です。

議 長

ありがとうございました。休憩前に引き続き会議を開きます。担当課より申請内容について、説明がございました。関係担当地区委員さんの現地調査等の報告を番号1から番号4まで一括でお願いします。

4 番 4 番小松です。第 1 号議案 農用地利用集積計画の番号 1 から番号
小 松 4 まで一括して報告します。
現場は、番号 1 は 登り口から上がったところに郵便ポストがあ
ります。そこから 10m くらい下ると道の東側に字 の 3 筆が
あります。
番号 2 は番号 1 から 10m くらい道を下ったところに 4
筆あります。それから番号 2 のもう 1 カ所はそこから 20m くらい
南に下がって、西側の農道へ移り、そこから 200m くらい南へ下が
っていくと西側に 3 筆と東側に 1 筆計 4 筆あります。
番号 3 は番号 2 の東側の の南側に 1 筆あります。
番号 4 は先程の 200m くらい下がったところの番号 2 の の
南側に 1 筆あります。
現地確認は 3 月 15 日（火）午後 1 時半に推進委員の海老川さん、
事務局富士原さんと私の 3 人で現地を確認してきました。
産業振興課・三宮さんの説明のとおり番号 1 から番号 4 まで、
いずれも さんが千両を栽培することから、特に問題ないと思
いますので、ご審議よろしく申し上げます。報告は以上です。

議 長 ありがとうございます。ただいま担当地区委員さんより、現地
調査等の報告がありました。番号 1 から番号 4 につきましてご意
見・ご質問のある方はお願いいたします。

（な し）

議 長 格別ないようでございますのでお諮りします。第 1 号議案番号 1
農用地利用集積計画について、賛成の方の挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よって第1号議案番号1については、これを承認することに決定
致します。

議 長 続きまして、第1号議案番号2についてお諮りします。第1号議
案番号2、農用地利用集積計画について、賛成の方の挙手をお願い
します。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よって第1号議案番号2については、これを承認することに決定
致します。

議 長 続きまして、第1号議案番号3についてお諮りします。第1号議
案番号3、農用地利用集積計画について、賛成の方の挙手をお願い
します。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よって第1号議案番号3については、これを承認することに決定
致します。

議長 続きまして、第1号議案番号4についてお諮りします。第1号議案番号4、農用地利用集積計画について、賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 ありがとうございました。全員賛成でございます。よって第1号議案番号4については、これを承認することに決定致します。

議長 それでは、続きまして、第2号議案 室戸市農業振興地域整備計画の変更（農用地区域からの除外）について議題といたします。この件につきまして産業振興課 三宮氏より説明をお願いします。説明の間、休憩いたします。

産業振興課 三宮 議案書15ページ・地図は16ページをご覧ください。第2号議案 室戸市農業振興地域整備計画の変更（農用地区域からの除外について）説明させていただきます。これは農業振興地域の整備に関する法律第13条に基づく農用地区域からの除外となります。申請者が安芸市の 〇〇〇 さん、場所は羽根町字 〇〇 番、同乙 〇〇 番で、登記地目は畑、現況の利用状況は山林、地積が300㎡と807㎡の2筆計1,107㎡になっております。除外の変更後の用途はありません。なお、除外後は非農地証明を申請予定となっております。説明につきましては以上です。

議長 ありがとうございました。休憩前に引き続き会議を開きます。担当課より申請内容について、説明がございました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

10 番 10 番山崎です。第 2 号議案室戸市農業振興地域整備計画の変更
山 崎 (農用地区域からの除外) についてを説明いたします。
申請内容については、先程産業振興課三宮氏より報告がありました
たので、私の方は現地確認の報告をさせていただきます。3 月 24
日午後 1 時半に、私と吉川推進委員さん、事務局富士原さんと代理
人の さんとで現地の確認に行きまして、羽根岬を回りまして、
奈半利町の ところにある現在廃校になった小学校が
あります。そこから、車を降りて、 の滝へ上がっていきます。
その滝への道をずっと 200m から 300m 程上へ上がっていき、道の
両脇は大きな大木が生い茂っております。道中は遠かったですが道
はきれいに整備されておりました。申請地については現在山林状態
で、今後も 集落が共同で管理していくということで、除外して
も特に問題はないと思われまます。ご審議よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。ただいま担当地区委員さんから現地調査
等の報告がございました。この件につきまして、何かご質問・ご質
問のある方はお願いいたします。

6 番 議案書 15 ページの申請地は 番になっておりまして、切図
西 岡 の 17 ページには + とあるのですが、1 筆の中に
2 筆の面積があるとの理解でよろしいでしょうか。

事 務 局 西岡委員さんのご質問にお答えします。委員さんのおっしゃると
おり 17 ページの切図と 16 ページの位置図にも記載させていただ
いているのですが、 の と という記載がござ
いますが、こちらの方は境界がはっきりと確定されていないとい
うことで、このようなプラス表示になっているのですが、面積に
つきましては登記簿上 300 m²ということになっております。土地
の形等は山の中になっておりますので、隣地との境界がはっきり

確定できていないという図面となっております。全体を昨日、山崎委員さんと吉川委員さんと案内していただきました。地区の 〇〇 さんのご案内を受けまして、一帯が山林状態になっておりまして、間違いなく状態としては非農地の山林状態となっていることを確認しておりますので、除外しても問題ないような場所になっていると思います。

6 番 それで、 〇〇 は除外しないでそのまま置いといて

事務局 はい、そうです。

6 番 〇〇 は除外するということですが、境界がわからないのであれば、残っている方の境界をちゃんとしておかなかつたら、今後わからなくなるといけないのかなと思ひまして、それでこの2つの面積は全部でなんぼありますか。2の方は300㎡ですよ。

事務局 1の方の面積は申し訳ありません。確認ができておりません。お調べさせていただきますでしょうか。

6 番 面積の方は別に構いませんが、1筆の中に境界がわからないから2筆あるということなんですね。

事務局 はい、そうです。除外する部分につきましては300㎡ということですが、除外後の非農地証明を申請されるときには、隣地の所有者の方の立会いも、今後のために必要と思ひます。そのことにつきましては、申請者の方にもお伝えしたいと思ひます。説明不足で申し訳ありませんでした。

議 長 はい、担当地区委員さん、あとで時期が来たら非農地の申請が来ると思いますが、そのときには明確にしておいて下さいね。

(意見交換)

議 長 よろしいでしょうか。それではお諮りします。第2号議案番号1農用地区域からの除外についての市への回答に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。第2号議案番号1については、よってこれを承認することに決定致します。三宮氏は、ここで公務のため退席となります。ありがとうございます。

(三宮氏退席)

議 長 続きます。第3号議案 番号1 非農地証明願の件について議題といたします。この件につきまして、事務局より説明をいたします。説明の間、休憩します。

事務局

第3号議案番号1非農地証明願について説明いたします。議案書18ページを、地図は19ページをご覧ください。

申請地は、羽根町字 番1、登記地目は田、現況地目は宅地となっています。地積は435㎡で、農用地区域ではありません。大阪府藤井寺市の さんの所有地です。

申請理由ですが、1994年（平成6年）頃から徐々に家建て始めて、2000年（平成12年）には家が完成しているということと、家の西側に私道も作られていたとのことで、申請者の さんが さんから、平成15年7月21日に相続する前のことです。

申請者の さんには、農地法の認識がなかったこととして、始末書の提出をするように指導しております。

現状では、家等を建ててから20年以上経過し、農地への復旧が困難となっているところです。事務局より説明は以上です。

議長

休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より、第3号議案番号1の申請内容についての説明がございました。関係担当地区委員さんの説明をお願いします。

7番
川崎

7番川崎、第3号議案非農地証明願番号1について証言します。議案の内容については事務局が詳しく説明しましたので省略させていただきます。私の方からは申請地の場所を説明させていただきます。申請地は 集落の西の端になりまして、そこを 川が流れておりまして、その川の西を登へ行く市道があり、その市道を旧国道から300mくらい北へ行ったところに の工場と私道が分かれておりまして、その分かれている三角になったところに申請地があります。申請地は事務局が説明しましたとおり、現在住宅が建っており、宅地になっています。現地確認は3月24日午前11時に竹崎委員さんと事務局富士原さんと現地を確認しております。よろしくをお願いします。

議 長 ありがとうございます。第3号議案について、現地確認等の報告がございました。それではこの件について、ご意見・ご質問のある方はお願いします。

(な し)

議 長 格別ないようでございますのでお諮りします。
第3号議案番号1について非農地の意見に賛成の方の挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。全員賛成でございます。
よって第3号議案番号1については、非農地として証明をすることに決定致します。

議 長 続きまして第4号議案①令和3年度事業実績及び令和4年度活動方針(案)並びに令和4年度事業実施計画(案)について議題といたします。この件につきまして事務局より説明を願います。

事 務 局 第4号議案①令和3年度事業実績及び令和4年度活動方針(案)並びに令和4年度事業実施計画(案)について説明いたします。

(資料1-1、1-2、1-3の説明)～

事務局より説明は以上です。

議 長 事務局より議題①について説明がございました。今説明のとおり、資料1-1については去年の4月から今日までの活動した実績をまとめて書いてあります。そして1-2につきましては、令和4年度からの事業のたてりについて、そして資料1-3が4月から来年の3月までの事業計画の予定でございます。新型コロナウイルスの関係で外部での活動がかなりこの2年制限されているところです。この4月以降はコロナの状況により役員会を開き、できる限り活動していきたいという計画でございます。この件につきまして、ご意見・ご質問のある方はお願いいたします。

(な し)

議 長 それでは、格別ないようでございますので第4号議案の①について承認される方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 ありがとうございます。第4号議案①については、ご承認いただきました。

議 長 続きます。議題② 令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)及び、令和4年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について、議題といたします。
この件につきまして、事務局より説明を願います。

事務局 議題②について説明いたします。資料2-1、2-2、2-3、2-4と多いのですが、今年度の実績の方は2-1で、2-2・2-3・2-4は来年度の活動計画になっておりまして、分けて説明させていただきます。

資料2-1の説明(令和3年度の実績)

事務局 続きまして、資料2-2、2-3、2-4の説明（令和4年度）の説明をさせていただきます。

資料2-2、2-3、2-4の説明（令和4年度の計画）

議長 休憩前に引き続き会議を開きます。事務局より議題②について説明がございました。たくさん資料があり、わかりにくいですが、資料2-1は今年度の活動の実績です。次の令和4年度の計画、資料2-2から2-4まで説明がありました、資料の2-2を見ていただけたら分かりませんが、国から県へ、県から各市町村の農業委員会へ通知が来ておりまして、全国同じですが、国からの新しい方式で計画を作って提出することとなっております。また、委員・事務局で協力して作成して、4月の役員会・定例総会までに計画を作りたいと思います。まずは資料2-1について承認いただいて、4年度の計画については先送りいたします。こういうことでよろしいでしょうか

（異議なし）

議長 ありがとうございます。ご承認いただきました。

議長 続きまして、議題③ 令和3年分室戸市賃貸料の公示（案）につきまして、事務局より説明を願います。

事務局 議題③ について説明いたします。

（資料3の説明）～

事務局より説明は以上です。

議長 引き続き、その他の件 「農業委員への女性登用の推進に向けた取り組みについて」、この件につきまして、事務局より説明を願います。

